

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 11 月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600237 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600109 号

第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における平成 15 年 6 月 10 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 6 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 6 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 6 月 10 日

平成 15 年 6 月 10 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険被保険者記録に当該賞与の記録が無い。賞与明細書を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された 2003 年 6 月賞与明細書及びB社の回答により、請求者は、平成 15 年 6 月 10 日にA社から 287 万円の賞与の支払を受け、当該賞与支払額に見合う厚生年金保険料 (19 万 4,873 円) を控除されていたことが確認できる。

しかしながら、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 63 号) による改正前の厚生年金保険法第 24 条の 3 第 1 項における「当該標準賞与額が 150 万円を超えるときは、これを 150 万円とする。」との規定により、請求期間に係る標準賞与額については、上限である 150 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 6 月 10 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 6 月 10 日の賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保

険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600267号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600110号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年6月10日の標準賞与額を120万円に訂正することが必要である。

平成15年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月10日

平成15年6月10日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険被保険者記録に当該賞与の記録が無い。預金通帳の写しを提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及びB社から提出された請求者に係る賞与台帳の写しから、請求者は、平成15年6月10日にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年6月10日に係る標準賞与額については、上記賞与台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、120万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年6月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年6月10日の賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。